様式第4号(第5条関係)

年　　月　　日

粕屋町長　様

粕屋町営住宅駐車場　請書

町営住宅の駐車場の使用について許可を受けたので、裏面の注意事項並びに粕屋町営住宅条例、同条例施行規則及び粕屋町営住宅駐車場使用規則を遵守するとともに、これらに基づく指示を入居者、同居者及び使用者とともに堅く守ります。

|  |  |
| --- | --- |
| 町営住宅の名称 |  |
| 入居者氏名 |  |
| 使用者 | (入居者との関係・続柄) |
| 許可を受けた保管車両 | 種別 | 普通　・　小型　・　軽 |
| 登録番号 |  |
| 車名 |  |
| 型式 |  |
| 車台番号 |  |
| 大きさ　長さ　幅　高さ | 　　　　　　　　　　ｍ　　　　　　　　　　ｍ　　　　　　　　　　ｍ |
| 駐車場番号 |  |

（裏）

|  |
| --- |
| 【使用に当たっての注意事項】１　使用者は、次の事を遵守し正しく使用すること。1. 駐車場内に、たばこの吸殻、紙くず等ごみは捨てないように心がけ、清潔な使用をしてください。
2. 駐車場内での事故等を未然に防ぐよう運転には細心の注意をはらってください。
3. 使用許可を受けた自動車その他許可事項を変更しようとする場合は、町営住宅駐車場使用変更申請書を提出し、許可を受けてください。

２　次の行為は禁止します。1. 駐車場を許可する自動車の駐車以外の用途に使用すること。
2. 駐車場を他の者に転貸すること。
3. 駐車場の模様替えをし、又は工作物を設置すること。
4. 駐車場内で洗車又はオイル交換を行うこと。
5. 駐車場内で騒音等生活環境上支障となる行為をすること。
6. 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為をすること。

３　駐車場の明渡し町営住宅を退去するとき又は駐車場の使用をしなくなったときは、5日前までに粕屋町営住宅駐車場使用辞退届を提出してください。４　使用許可の取消粕屋町営住宅条例第５５条規定に該当する場合、駐車場の使用許可を取り消します。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても町は損害の責を負いません。５　使用者の損害賠償責任使用者は、自己の責に帰すべき事由により、駐車場又はその附帯する設備を滅失又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。６　町の免責町は、駐車場内における自動車の盗難、損害等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責を負わない。 |